

業務の状況：時価情報

■有価証券関係

1. 売買目的有価証券 [平成23年3月期・平成24年3月期] 該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成23年3月期			平成24年3月期		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	700	704	4	680	684	4
	その他	5,491	6,145	654	5,000	5,704	704
	小計	6,191	6,849	658	5,680	6,389	709
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	560	550	△ 9	550	545	△ 4
	その他	16,000	11,712	△ 4,287	14,000	11,262	△ 2,737
	小計	16,560	12,263	△ 4,296	14,550	△ 2,742	
合計		22,751	19,112	△ 3,638	20,230	△ 2,033	

3. 子会社及び関連会社株式

(単位：百万円)

	平成23年3月期			平成24年3月期		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	—	—	—	—	—	—
関連会社株式	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	平成23年3月期		平成24年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
子会社株式	—	—	359	10
関連会社株式	—	—	—	—
合計	—	—	359	10

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成23年3月期			平成24年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	732	507	225	1,534	968	565
	債券	133,494	130,658	2,835	300,039	297,015	3,024
	国債	51,068	49,358	1,710	143,610	142,313	1,297
	地方債	21,529	21,126	403	57,470	56,628	841
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	60,895	60,174	721	98,958	98,073	884
	その他	1,015	928	86	—	—	—
	小計	135,242	132,095	3,147	301,574	297,984	3,589
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,652	10,994	△ 3,342	5,965	6,354	△ 389
	債券	61,714	62,145	△ 430	11,765	11,779	△ 14
	国債	3,969	3,986	△ 17	—	—	—
	地方債	27,913	28,135	△ 221	2,738	2,747	△ 9
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	29,831	30,023	△ 192	9,026	9,032	△ 5
	その他	3,366	4,257	△ 891	4,349	4,991	△ 641
	小計	72,732	77,397	△ 4,664	22,080	23,125	△ 1,045
合計		207,975	209,493	△ 1,517	323,654	321,110	2,544

(注) 1. 非上場株式（貸借対照表計上額平成23年3月期411百万円、平成24年3月期277百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 平成24年3月期において、非上場株式について134百万円減損処理を行っております。

(追記情報)

[平成23年3月期]

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、平成23年3月期においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ1,481百万円増加しております。

業務の状況：時価情報

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

[平成24年3月期]

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、平成21年3月期から、市場価格に替えて経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としておりました。

しかし、市場価格と合理的に算定された価額の乖離幅が縮小していることから、市場価格を時価とすることが合理的と判断し、平成24年3月期から市場価格をもって貸借対照表計上額としております。

5.期中に売却した満期保有目的の債券 [平成23年3月期・平成24年3月期] 該当ございません。

6.期中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	平成23年3月期			平成24年3月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	393	36	28	422	7	19
債券	33,759	397	37	59,885	162	23
国債	8,701	186	—	23,927	45	23
地方債	9,716	34	—	21,462	67	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	15,341	176	37	14,495	50	—
その他	1,106	1	45	210	—	118
合計	35,260	435	111	60,518	170	160

7.保有目的を変更した有価証券

[平成23年3月期]

該当ございません。

[平成24年3月期]

平成24年3月期に、満期保有目的の債券2,000百万円について、債券の発行者の信用状態の著しい悪化を理由に、その他有価証券に区分を変更しております。

この変更による経常損失及び税引前当期純損失への影響はございません。

8.減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を平成24年3月期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

平成23年3月期における減損処理額は、2,458百万円（うち、株式811百万円、その他の証券1,647百万円）であります。

平成24年3月期における減損処理額は、4,273百万円（うち、株式3,751百万円、その他の証券521百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先………破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先………実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先………今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先………今後の管理に注意を要する発行会社

正常先………上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

(会計上の見積りの変更)

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるものについて、従来、「著しく下落した」と判断するための基準は、会計年度末日における時価が取得原価と比べて50%以上下落した場合は、全銘柄を著しい下落と判断し、30%以上50%未満下落している場合は、回復可能性等を勘案し判定しておりましたが、平成24年3月期より、信用リスクを重視したより合理的な判断に基づいて減損処理を行うため、上記基準に変更しております。

この変更により、従来の方法に比べて、減損処理額が2,451百万円（うち、株式1,929百万円、その他の証券521百万円）増加しております。

■金銭の信託関係

1.運用目的の金銭の信託 [平成23年3月期・平成24年3月期] 該当ございません。

2.満期保有目的の金銭の信託 [平成23年3月期・平成24年3月期] 該当ございません。

3.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外） [平成23年3月期・平成24年3月期] 該当ございません。

■ その他有価証券評価差額金

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりでございます。

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
評価差額	△ 1,517	2,544
その他有価証券	△ 1,517	2,544
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	—	△ 895
その他有価証券評価差額金	△ 1,517	1,648

業務の状況：デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引 [平成23年3月期・平成24年3月期] 該当ございません。
- (2) 通貨関連取引 [平成23年3月期・平成24年3月期] 該当ございません。
- (3) 株式関連取引 [平成23年3月期・平成24年3月期] 該当ございません。
- (4) 債券関連取引 [平成23年3月期・平成24年3月期] 該当ございません。
- (5) 商品関連取引 [平成23年3月期・平成24年3月期] 該当ございません。
- (6) クレジットデリバティブ取引 [平成23年3月期・平成24年3月期] 該当ございません。
- (7) 複合金融商品関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成23年3月期				平成24年3月期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
市場取引以外の取引	複合金融商品 (貸出金)	2,000	—	1,938	△61	—	—	—	—
合計		2,000	—	1,938	△61	—	—	—	—

(注) 1. 時価の算定方法

時価については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 組込デリバティブについては、時価の測定を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価損益を貸借対照表のその他負債に計上しております。
3. 平成23年3月期においては、平成22年3月期末からの評価損益差額である115百万円を損益計算書のその他業務収益に計上しております。
4. 契約額等については、当該複合金融商品の購入金額を表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	平成23年3月期				平成24年3月期			
		主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	貸出金	—	—	(注)	貸出金	—	—	(注)
合計		—	20,868	20,868	—	—	19,212	18,270	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は本表に記載しておりません。

- (2) 通貨関連取引 [平成23年3月期・平成24年3月期] 該当ございません。
- (3) 株式関連取引 [平成23年3月期・平成24年3月期] 該当ございません。
- (4) 債券関連取引 [平成23年3月期・平成24年3月期] 該当ございません。